

生駒市職員採用試験のお知らせ（社会人 A）

民間企業、行政職員等を対象とした採用試験を次のとおり行います。

生駒市が求める人材

幅広い分野で自身の経験を活かし、生駒市の根幹を支える人材

申込方法・申込受付期間

ステップ① 指定サイト（詳細後述）への登録・エントリー
 ステップ② 下記リンクから、「奈良電子自治体共同運営システム e 古都なら」のページより申込
 「https://s-kantan.jp/ikoma-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25406」

※①②の受付期間は

令和3年10月7日（木）～令和3年10月31日（日）23:59 受信分まで

I 試験区分・採用予定数・受験資格

試験区分	採用 予定数	受験資格	
		年齢	職歴
事務職（総合事務）	5名程度	昭和51年4月2日～ 平成7年4月1日の間に 生まれた人	次のいずれにも該当した人 (1) 民間企業等における職務経験が令和3年4月1日 までに3年以上ある人 (2) 学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人
事務職（DX推進）	3名程度		
事務職（教育改革）	1名程度	昭和46年4月2日～ 平成2年4月1日の間に 生まれた人	

試験区分	求める経験や能力
事務職（総合事務）	・実務を通して組織や地域社会に変革をもたらした経験
事務職（DX推進）	・ICTによる課題解決に向けた取り組みの実務経験 ・デジタル化に関する戦略策定、プロジェクト推進の実務経験 ・情報システムやネットワークに関する現状分析や企画立案、調達、運用管理 ・「現場」と「デジタル技術」との橋渡しができるコミュニケーションスキル
事務職（教育改革）	・市役所内の各部局と教育委員会、学校現場の役割を正確に理解した上で施策を立案し、 実行できるスキル ・教育現場に精通し、社会的情勢の変化に対応しつつ、通常の教育活動に付加価値を与えられるスキル。

[受験資格に定める「職務経験」の取扱いについて]

- ①職務経験には、会社員、団体職員、公務員等(生駒市の一般職の職員は除く)としての勤務のほか、自営業者等としての事業経験、ボランティア・NPO等での活動経験を含みます。その際、雇用形態・勤務時間等は問いませんが、休職期間(育児休業等)は職務経験に含めることができません。
 - ②職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り、算入できます。(同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか1つのみを算入できます。)
- 上記の職種の内、いずれか1つ希望する試験区分にしか応募できません。
 - こちらの社会人 A の職種に応募した場合は、同時に募集している社会人 B の職種には応募できません。

- 申込時点で、生駒市の一般職の職員(会計年度任用職員を除く)である人は、受験できません。
- 試験区分の職種によらず、採用時の配属とは、異なる所属へ異動することがあります。
- その他、生駒市職員任用試験委員会が、上記条件に応じた受験資格と同等であると認めた場合は、受験資格として認めることがあります。
- 日本語活字印刷文による試験に対応できることを条件とします。
- 日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務に一部制限があります。
- 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
(地方公務員法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>)
- 採用予定人員は、現時点での予定ですので、変更になることがあります。

2 採用形態について

採用形態の種類	勤務日及び勤務時間	任期	副業
(1)常勤	週5日勤務 原則1日8:30~17:15 (※時差出勤やテレワーク等の制度あり)	なし	一部可

※時差出勤 … 1日の勤務時間を変更せず、始業時間又は終業時間を繰上げし、又は繰下げることで、通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務することが可能。

テレワーク … 業務の内容や所属の状況によって不可の場合があります。

実例：新型コロナウイルス感染防止対策の一環で、交代制テレワークを実施中

副業 … 市と協議の上認められています。(原則として地域貢献に寄与する活動に限られます。)

実例：NPO 法人での活動、スポーツの指導員

3 試験日・会場・内容・合格発表など

	試験種類	試験日・試験会場等	合格発表
第1次試験	書類審査 令和3年10月7日(木)~ 令和3年10月31日(日) 23:59 受信分まで	・エントリーした求人サイトにて登録している業務経歴等 ・「奈良電子自治体共同運営システム e 古都なら」の入力内容で審査	11月上旬 (予定)
第2次試験	○面接試験	【日時】令和3年11月中旬予定 【試験会場】オンラインでの面接を実施 詳細は1次試験合格者に通知	11月下旬 (予定)
第3次試験	○適性検査	【日時】令和3年12月中の概ね5日間程度のうち受験者が選択する日時 各自パソコン又はスマホから受験 詳細は2次試験合格者に通知	12月下旬 (予定)
	○面接試験	【日時】令和3年12月中旬~下旬の土曜日又は日曜日(予定)	

※結果は生駒市ホームページに合格者の受験番号を掲載し、別途、申込時に入力されたメール宛に通知。

※上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えしません。

4 受験手続

ステップ① ～指定サイトへの登録・エントリー～

<手続方法>

エン・ジャパン株式会社の下記サイトのいずれか一つからお申し込みください。

①エン転職 ②ミドルの転職 ③AMBI(アンビ) ④engage(エンゲージ)

<各サイトURL>

① <https://www.enjapan.com/project/ikoma.html>

② <https://mid-tenshoku.com/>

③ <https://en-ambi.com/>

④ <https://en-gage.net/city-ikoma.saiyo/>

<手続上の注意点>

・会員登録及びエントリー方法については、エン・ジャパン株式会社の利用規約をよく読んでから手続してください。

・どのホームページから申し込んでも結果に影響はありません。

・**エントリーが確実にできたかどうかは、各自で必ず確認してください。**

ステップ② ～奈良電子自治体共同運営システム e 古都なら」のページより申込～

①下記リンクから、「奈良電子自治体共同運営システム e 古都なら」のページより申込

https://s-kantan.jp/ikoma-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25406

②「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開きますので、登録がまだの方は「利用者登録される方はこちら」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。ID、パスワードは必ず控えておいてください。

③登録したID、パスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。申込画面では、受験職種や志望動機などの文章の入力も必要ですので、必ず事前に画面で入力項目・注意事項を確認し、入力内容を準備した上で、「申込む」ボタンを押して申請書を送信します。「手続きの申込を受付しました。」の画面が表示されると申込完了です。(システム上、すべての項目を約20分間で入力完了しなければタイムアウトになり、それまで入力中のデータはすべて無効となります。「申込データの一時保存」をこまめに利用するか、別途文章を作成しておき、コピー&ペーストして入力時間を短縮してください。)

また、その際に「申込完了通知メール」が自動送信されますので、届いたことを確認してください。

確認後は、当委員会において申込内容の審査を行います。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込ができていない可能性がありますので生駒市職員任用試験委員会(shokuinsaiyo@city.ikoma.lg.jp)に必ずお問い合わせください。

<手続の際の留意事項>

- 申込入力事項等に不備があるときは、受付できない場合や再提出をお願いする場合があります。この場合、改めて申込入力していただくことになります。このときに生じた遅延、使用される端末や通信状況の障害による遅延、その他の理由で所定の期間内に受付不可となった場合、当事務局は一切責任を負いませんので、受験手続は必ず日時の余裕をもって行って下さい。
- 採用選考に関する提出書類は一切お返ししません。
- 登録に使用するメールアドレスは、フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。その際は入力する日を変更してください。また、このために生じた申込の遅延等には一切責任を負いません。
- 郵送や持参での申し込みはできません。

5 その他注意事項

- 3次試験以降のいずれかの時期に、以下の書類を提出していただきます。詳細は対象者に別途通知します。
 - ・最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
 - ・最終学校成績証明書の原本(大学院卒業又は大学院卒業見込みの受験者は大学の証明書も提出)
 - ・職務経歴を証明する書類(在職証明書)
 - ・その他学歴を証明する書類
- 必要に応じてその他の書類を求める場合があります。
- いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。
- 受験資格がないこと、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したときや、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格や採用を取り消すことがあります。また、採用試験合格者の方で、受験資格を満たせないことが判明したときは、採用を取り消します。

6 ミッション・職務内容

試験区分	ミッション・職務内容	想定役職
事務職（総合事務）	【ミッション・職務内容】 ・将来都市像の実現に向け、民間企業等における職務経験を活かし、今後の生駒市役所の中核を担う候補として、マネジメント業務も含めた市役所業務の全般	～補佐級
	【配属想定課】 全所属（受験者の能力や経験等をふまえて決定します）	
事務職（DX推進）	【ミッション・職務内容】 ・地域や各業務現場での、デジタル化推進に向けた支援（状況によっては主体的な実施） ・職員及び市民・事業者等とのコミュニケーションを通じ、国の施策やITトレンド、DX推進に対する共通理解を市役所内外に醸成	～補佐級
	【配属想定課】 ICTイノベーション推進課、企画政策課、行政経営課等	
事務職（教育改革）	【ミッション・職務内容】 ・行政（市長部局・教育委員会）と教育現場との間を調整しながら行政課題を解決する事業・施策を企画立案 ・不登校児童生徒への支援の実施（ソフト・ハードの両面から現在の学校の空き教室を活用） ・個別の支援が必要な児童生徒への支援（通級指導教室の増設） ・GIGAスクール構想に基づき整備したICT機器を最大限活用しながら協働的な学びの実現	～課長級
	【配属想定課】 教育委員会事務局 教育こども部等	

7 給与・その他

(1) 給与

給与は、「生駒市の一般職の給与に関する条例」に基づき、学歴・経歴等を勘案し、決定します。

●常勤(週5日・週38時間45分)の参考例

大卒後の職務経歴年数	概算年収	役職
10年	約550万円	係長級の場合
15年	約620万円	主幹級の場合
20年	約750万円	課長補佐級の場合
25年	約850万円	課長級の場合

・上記表は、各種手当(通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、学歴・経歴等)を含めた目安であり、勤続年数に応じた役職及び給料の最低額を保証するものではありません。

・現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定等があった場合には、その定めによります。

(2) 勤務時間と主な休暇・休業制度

勤務時間 … 常勤の場合、勤務時間は平均して週38時間45分、週休2日制です。

主な休暇・休業制度

【有給】

種類	期間・条件
年次有給休暇	年度で20日。残った分を翌年度へ繰越が可能(最大保有40日間まで)
夏季休暇	6日間(毎年7月から9月までの期間内で、1日でも、連続でも可)
結婚休暇	結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過するまでの間の連続する5暦日。
病気休暇	医師の証明書等により最小限度必要と認める日数(最大90日間。それ以上は、休職処分の取扱いとなる)
産前休暇	出産予定日より8週間以内前(多胎妊娠の場合14週間以内前)
産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日まで
配偶者の出産休暇	3日間の範囲内(配偶者の出産のため入院する等の日から、出産の日後2週間を経過する日までの期間中のみ)
父親の育児参加休暇	5日間の範囲内(配偶者の産前・産後期間中に子の養育のために必要となった期間のうち)
子の看護休暇	各年度で5日間の範囲内(養育する中学校就学前の子が負傷・疾病により看護の必要がある場合。就学前の子が2人以上の場合は、10日間)

(参考) 男性の「配偶者の出産休暇」の取得率 … 100%

「父親の育児参加休暇」の取得率 … 93% (令和2年度実績)

【無給】

種類	期間・条件
育児休業	3歳未満の子を養育するとき、父母どちらでもその子が3歳に達する日(誕生日の前日)まで
部分休業	始業時、終業時を起点として、1日を通じて2時間の範囲(30分単位) (小学校就学前までの子を養育する職員が対象。)
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月の期間内で必要と認める期間

(3) 福利厚生その他

採用形態の種類	社会保険	昇格	昇給	職員互助会	移転料
(1)常勤	・共済組合 ・厚生年金 ・公務災害補償基金	有り	有り	加入	有り ※1

<子育て中の主な手当・給付制度>

【共済組合からの給付】

- ・出産費(本人又は被扶養者に対し、原則 42 万円)
- ・育児休業手当金…子が 1 歳に達する日まで (保育所に入所できない等特別な事情の場合は最長 2 歳)

【その他の手当】

- ・扶養手当(月額)…配偶者 6,500 円、子 10,000 円/人(職員に配偶者がいないときは、10,000 円)
(満 16 歳の年度初～満 22 歳の年度末までの子:5,000 円/人を特別加算)

・人事評価を基礎として、昇給や任期の更新を決定します。

※1 移転料とは…採用に伴い、市外から市内へ転居する場合は、一定条件のもと、その移転の費用を一定額補助する制度があります。